

監査結果に係る措置通知書

<p>総務局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(1) 不適切な契約事務について</p> <p>競争入札に付した契約で開札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった契約事務においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号により、随意契約が可能とされている。この場合、同条第2項の規定により予定価格その他の入札条件については、契約保証金及び履行期限を除き変更することができないとされている。</p> <p>ところが、厚生課においては、競争入札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった平成28年度ストレスチェック業務委託について、入札時の最低価格提示業者と随意契約を行うに当たり、当該最低価格提示業者の提示金額に合わせて予定価格と仕様を変更していた。</p> <p>競争入札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった場合の随意契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。また、契約事務に当たっては、予定価格について十分な検討を行い、適切に算定する必要がある。</p>	<p>入札時に入札価格が予定価格を超えた場合の事務フロー・チェックシートを作成し、入札執行手順及び随意契約への移行(不落随契)の要件等について入札時に確認できるようにした。また、入札不調時に改めて入札を行う際、予定価格や仕様を変更する場合には、変更後の予定価格等の妥当性について検証を行い、起案文書にその内容を記載することとした。これらについて入札実施前に課内研修を実施し確認を徹底した。</p> <p>なお、平成29年度ストレスチェック業務委託については、平成29年4月19日に指名競争入札を実施し、1回の入札で落札され、契約を締結した。</p> <p>課内研修実施日 平成29年4月6日</p>	